

袖ヶ浦市総合計画 後期基本計画策定方針

目 次

I. 策定方針の趣旨	P1
II. 総合計画の概要	P1
III. 後期基本計画における策定の考え方	P4
IV. 後期基本計画における施策の考え方	P8
V. 策定体制等について	P15

I. 策定方針の趣旨

本市では、令和2年に策定した総合計画の基本構想において、市が目指す将来の姿を「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」と定め、計画期間である12年間でそれぞれ6年間ずつに前期と後期に分け、基本計画を策定し、各種施策を展開することで、まちづくりを進めてきました。

今般、令和7年度に前期基本計画の計画期間が満了することから、令和8年度を初年度とする後期基本計画を策定するため、基礎調査の結果を基にその基本的な方針を定めるものです。

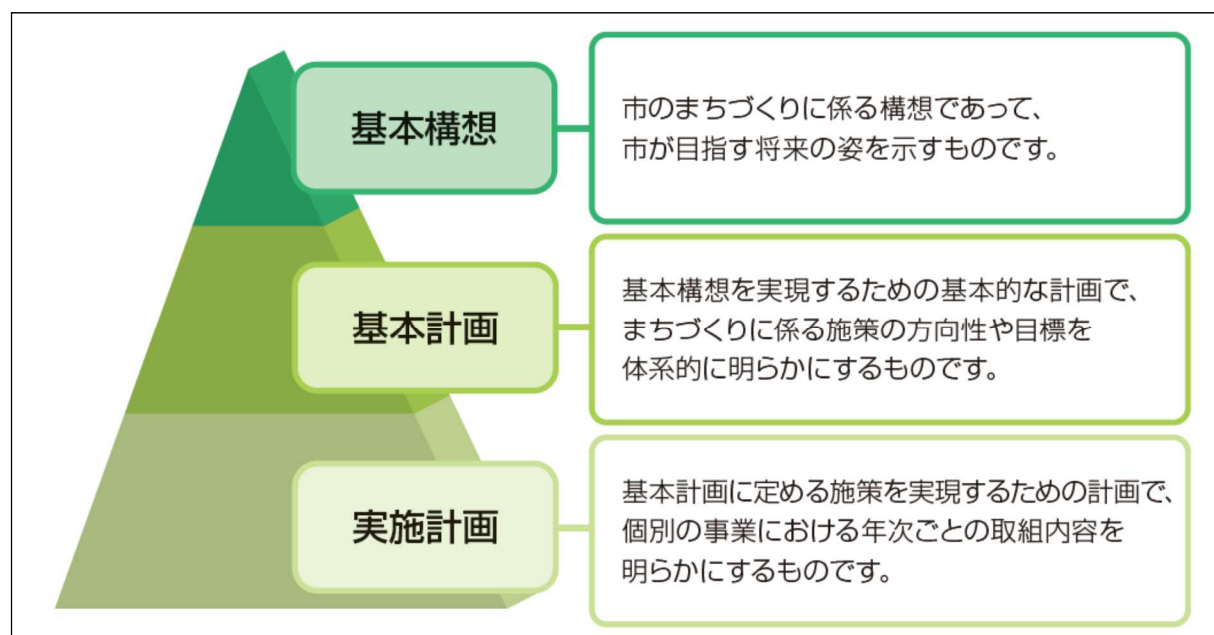
なお、本基本方針は、後期基本計画の策定にあたり各視点等の整理を行うものであり、施策の方向性については後期基本計画の策定作業を通じて検討します。

II. 総合計画の概要

1. 位置づけ及び構成

総合計画は、今後のまちづくりの指針として、本市が目指す将来の姿を明らかにするとともに、その実現のための方策を示すものであり、本市のまちづくりにおける最上位の計画です。

その構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造としています。



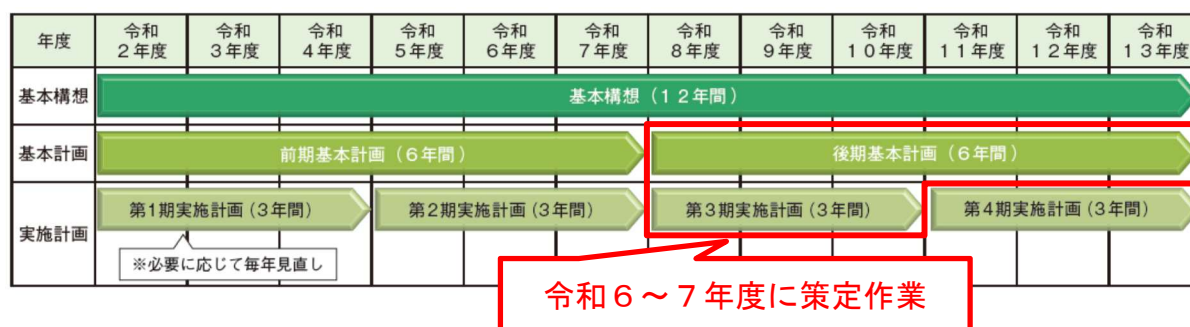
2. 計画期間

総合計画における「基本構想」は、今後の社会経済情勢の変化を見据えながら長期的視点に立ったまちづくりを行うため、令和2年度から13年度までの12年間を計画期間としています。

「基本計画」は、「基本構想」の計画期間である12年間を前期と後期に分け、それぞれ6年間の計画期間としています。

今般策定する後期基本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度とし、令和6～7年度に策定作業を行います。

「実施計画」は、予算編成の指針として適切に管理できる期間として3年間を計画期間とするとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。



3. 基本構想

基本構想は、本市が目指す長期的なビジョンや理念に基づいており、時代の変化に対応できる普遍的な内容となっています。このことから、基本構想自体は、一時的な流行や社会の変動に左右されることはなく、長期的な目標として「市の目指す将来の姿」と、目標を「実現するための視点」を掲げています。

しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢をはじめ、市が抱える課題や多様化する市民のニーズは年々変化しており、それらに対応するため、基本計画ではそれぞれの分野において、基本構想の理念のもと、施策の方向性や優先順位を見直すことで、時代の要請にあった市政運営を実現しています。

基本構想については、総合計画の計画期間において内容を堅持し、後期基本計画の策定にあたっては、各分野での目指すべき方向性を施策として定め、現状と課題を明確にし、具体的な対応策を実施計画として事業化していきます。

（１） 市が目指す将来の姿

総合計画の目標年次である令和１３年度までに実現を目指す将来のまちの姿を示しています。

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦

○子育て・教育の充実、産業の活性化、交通アクセスや多様な地域資源など、本市の魅力を発揮することにより、「住みたいまち」「働きたいまち」「訪れたいまち」として**人が集うまち**を目指します。

○豊かな自然環境と、都市機能や住みやすい生活環境とが調和した、**緑が広がる美しいまち**を目指します。

○市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに**安心して暮らし続けることができるまち**を目指します。

○これらを実現するため、市民一人ひとりの個性や知恵、人のつながりを活かしながら、地域社会を構成する様々な主体が互いに協力する、**みんなでつくるまち**を目指します。

（２） 市が目指す将来の姿を実現するための視点



（３） 将来の目標人口

令和１３年度末の目標人口は、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、６５，０００人以上を維持することとします。

III. 後期基本計画における策定の考え方

1. 基本的な考え方（策定の視点）

後期基本計画については、次の基本的な視点に沿って策定します。

（１） 市民と将来のまちづくりの方向性を共有できる、わかりやすい計画

計画策定の初期段階から積極的に市民参加を推進し、市民と将来のまちづくりの方向性を共有し、ともに実行できる、わかりやすい計画とします。

（２） 社会経済情勢を的確に把握し、時代のニーズに対応した計画

人口減少や更なる少子高齢化の進行、地域コミュニティの変化、防災意識の高まりなどの社会経済情勢を的確に把握するとともに、多様化する市民ニーズに対応した計画とします。

（３） 前期基本計画の成果と課題を踏まえた計画

前期基本計画の施策の達成度や課題を検証し、その結果を後期基本計画に反映していく計画とします。

（４） 施策分野ごとの個別計画の上位計画としての計画

総合計画は、行政全ての分野を総合的・体系的に示す上位の計画であるため、施策分野ごとの個別計画は、総合計画と整合・連携・連動を図っていくこととします。

（５） 実現性及び実効性の高い計画

限られた財源の中で、実現可能な計画づくりを行うとともに、行政評価等による見直しや改善を図りながら、適切に事業を展開できる計画とします。

（６） 分野横断的な施策の推進

課題の複雑化や多様化に対応するため、各分野の連携を強化し、総合的かつ効果的な施策の展開を図ります。

2. 計画策定において意識する事項

(1) 時流の反映

後期基本計画の策定にあたっては、次の事項に留意しながら計画づくりを進めていきます。

① 人口減少・少子高齢化の進行

総合計画基本構想における目標人口である65,000人以上を維持できる計画とします。また、本格的な少子高齢化の進行に対応した計画とします。

② 自然災害の発生と激甚化

南海トラフ地震などの大地震や、頻発する風水害など、近年激甚化している自然災害の脅威から市民の生命と財産を守ることができる計画とします。

③ 環境意識の高まりと脱炭素・循環型社会の実現

近年の環境意識の高まりを受け、本市が表明した「袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言」に基づき、地球温暖化と気候変動への対策、及び脱炭素・循環型社会の実現を目指す計画とします。

④ 個人の価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化による個人の価値観や、コロナ禍を経たことによるライフスタイルの変化・多様化を踏まえた計画とします。

⑤ DX¹の進展

市民生活をより良くするために、デジタル技術やデータを活用し、行政サービスの利便性向上を図るとともに、地域課題の解決や新たな価値の創出を目指す計画とします。

⑥ 地方創生

地域資源を活用して本市の魅力を向上させるとともに、地方創生を意識した持続可能なまちづくりを目指す計画とします。

⑦ SDGs（持続可能な開発目標）の取組の深化

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すSDGsの理念を踏まえ、本市が行う各施策との関連性を明確にし、SDGsの考え方を浸透させることで、SDGs達成に貢献する計画とします。

¹ DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指す。

(2) 市民等の意識の反映

後期基本計画を市民等のニーズに沿ったものとするためには、市民や関連団体から意見を伺うことが重要です。

後期基本計画策定に係る基礎調査において行ったアンケート調査などの意見等を基本に、これまで策定してきた施策ごとの個別計画でのアンケート結果、総合計画審議会での審議内容やパブリックコメントでいただいたご意見なども含め、より市民等の意見を反映させるような計画づくりを進めていきます。

※意見等は、「袖ヶ浦市総合計画後期基本計画策定に係る基礎調査報告書」を参照

【実施した取組】

① まちづくりアンケート調査

施策に対する市民の満足度、重要度等を測ることを目的に、無作為に抽出した市民を対象にアンケート調査を実施しました。

② 各種団体別アンケート調査

地域コミュニティの活性化と市民協働を推進するにあたり、地域活動を担う各種団体から意見を収集するため、アンケート調査を実施しました。

③ 市民ワークショップ

市民の市政への関心・興味を高めるとともに、市政に対する意見・要望やまちづくりに対する課題・提案を幅広く引き出し、計画策定の参考とするため、まちづくりに関心のある市民を募り、ワークショップを開催しました。

(グループ) ○15歳から24歳までの方 ○子育て中の方
 ○近年の転入者 ○65歳以上の方

④ 分野別ワークショップ

各分野で活躍する団体から市政に対する意見・要望やまちづくりに対する課題・提案を幅広く引き出し、計画策定の参考とするため、ワークショップを開催しました。

(グループ) ○子育て・教育・文化 分野 ○保健・医療・福祉 分野
 ○防災・防犯・環境 分野 ○産業 分野

⑤ 工場連絡会ワークショップ

袖ヶ浦市工場連絡会会員企業から本市の工業における強み・弱み（不安）を幅広く引き出し、計画策定の参考とするため、ワークショップを開催しました。

【今後実施する取組】

⑥ パブリックコメント

策定した計画案について、市民の市政参画の機会を拡大し、市政の公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進するため、パブリックコメントを実施します。

(3) 総合戦略との関係

総合戦略は、人口減少対策及び地方創生を目的とするもので、本市では、令和2年3月に「第2期 袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。同戦略の計画期間は、総合計画前期基本計画と整合を図るべく、令和2年度から令和7年度までの6か年としており、前期基本計画と同じ令和7年度に計画期間が満了します。

令和8年度を初年度とする後期基本計画の策定にあたっては、将来見込まれる人口減少への対策や地域経済・地域社会への課題に対して取り組む必要があり、総合戦略における施策や目標と一致する点が多くあります。

また、国が令和4年12月に策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」におけるデジタルの力の活用という点においても、限られた資源で多様な市民ニーズに対応し、市が目指す将来の姿を実現するためには、デジタル技術は必要不可欠なものとなっています。

これらを踏まえ、後期基本計画とデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した総合戦略の策定のタイミングで2つの計画を一体的に策定し、総合的かつ効率的に施策を推進し、本市の持続的な発展を目指すこととします。

IV. 後期基本計画における施策の考え方

1. 施策体系について

後期基本計画の施策体系については、原則、前期基本計画のとおりとし、策定過程において、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ等により、優先的に取り組むべき施策がある場合は、変更することとします。

また、施策タイトルについては、基本的な施策の趣旨を変更することはありませんが、施策の意図や目的をより明確に伝えるため、時代に即した表現へと修正することを検討します。

○前期基本計画施策体系



※原則、前期基本計画の施策のとおりとするが、以下の場合は変更を検討する。

【変更を検討する例】

- ①優先して取り組む施策がある場合は、追加等を検討
- ②時代に即した表現への修正

2. 施策の方向性を検討するうえで留意する視点

令和4年度施策評価や令和6年度事務事業評価、その他各種基礎調査からみえる施策の方向性を検討するうえでの留意する視点は次のとおりです。

なお、検討にあたっては、令和7年度に実施する施策評価及び事務事業評価についても適宜反映させることとします。

※分野（章）ごとに留意する視点を整理をしています。なお、記載されている順番は、優先順位を示すものではありません。

第1章 子育て・教育・文化

番号	施策	留意する視点
1-1	子育て支援	・少子化対策の充実（結婚や妊娠、出産に向けた支援等） ・子育て世帯のニーズに応じた多様な支援（相談体制の充実、交流促進、情報発信等） ・将来を見据えた幼児教育・保育施設等の適正な確保 ・学童保育（放課後児童クラブ）の充実 ・こどもまんなか社会の実現 ・情操教育の充実
1-2	学校教育	・きめ細やかな教育体制の確保（教員確保、支援員の拡充、不登校支援の充実等） ・学校教育における ICT 環境整備の推進（情報端末の活用、情報セキュリティの充実、情報モラル教育等） ・学校施設等の整備・適正管理 ・安全安心な学校生活の実現（交通安全教育、防犯教育、地域連携による見守り等）
1-3	生涯学習	・ニーズに合った生涯学習機会の提供 ・生涯学習活動団体の支援 ・社会教育施設の適正管理 ・青少年の健全育成の推進
1-4	スポーツ	・スポーツ団体の育成・活動支援 ・各種スポーツ活動の推進 ・スポーツ施設の適正管理 ・地域でのスポーツ活動の支援
1-5	文化芸術・文化財	・文化芸術活動の推進及び育成（イベント開催支援、体験教室の開催等） ・文化財の保存・活用 ・ボランティアの育成・活動支援

第2章 健康・医療・福祉

番号	施策	留意する視点
2-1	健康づくり・医療	・健康づくりへの支援（健康習慣の定着や継続支援等） ・疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた取組の充実 ・感染症予防対策の充実 ・災害時における医療体制の整備（医療機関との連携等） ・医療提供体制の維持・充実（医療人材の確保等）
2-2	地域福祉	・地域の連携・交流促進 ・重層的支援体制の充実 ・各地区における福祉活動への支援
2-3	高齢者福祉	・介護予防の推進 ・地域包括支援センターにおける支援の充実 ・地域の見守り・支え合い体制の構築（単身高齢者、認知症高齢等） ・介護人材の確保・定着に向けた支援（費用助成等） ・介護保険サービスの充実
2-4	障がい者福祉	・障がい者支援の充実（相談支援、生活支援、就労支援等） ・障がいに対する理解促進・権利擁護 ・障がい児支援の充実（療育支援等） ・まちのバリアフリー化の推進

第3章 防災・防犯・環境

番号	施策	留意する視点
3-1	防災	・発災時におけるスムーズな避難誘導（避難行動要支援者の避難体制の整備等） ・避難所運営に向けた体制の整備、備蓄の充実 ・国・県・他市町村・企業との連携強化 ・地元企業の災害時の事業継続体制の構築（BCP）支援 ・自助・共助の意識の醸成（災害への備えや防災・減災に向けた住民意識の醸成、災害ボランティア・災害対策コーディネーターの確保・育成等）
3-2	防犯・交通安全	・防犯対策の推進（防犯意識の醸成、自主防犯組織の活動支援等） ・安全安心な日常生活の確保（防犯カメラの設置、防犯灯の設置等） ・交通安全対策の推進（交通安全教育の実施、交通安全団体の活動支援、高齢者の免許証自主返納の促進等）
3-3	消防・救急	・消防体制の充実（消防車両及び資機材の整備、消防団の活動支援、消防庁舎のあり方検討、消防広域化の検討等） ・救急体制の充実（救急車両及び資機材の整備、救急救命士の確保等） ・市民における適正な救急利用に向けた意識の醸成や防火思想の普及（住宅用火災報知器の設置促進、消防訓練の実施等）
3-4	消費生活	・消費者保護対策の推進（相談体制の充実、専門家との連携等） ・消費者意識の醸成（消費者教室、情報提供の充実等）
3-5	環境保全	・自然環境の保全に向けた活動の推進（環境教育の実施、市民等との連携等） ・地球温暖化対策及び気候変動適応に向けた取組の推進 ・良好な生活環境の確保に向けた対策の推進（まち美化、公害対策等）
3-6	廃棄物・リサイクル	・資源循環の一層の促進 ・ごみの減量・再資源化の意識醸成 ・不法投棄等に対する監視活動の推進 ・ごみ処理施設の適正管理

第4章 都市形成・都市基盤

番号	施策	留意する視点
4-1	市街地形成	・計画的な土地利用の誘導 ・地域の特性と特徴を活かしたまちづくりの推進
4-2	公園・緑地	・魅力ある公園・緑地の整備（適正管理、バリアフリー化等） ・公園を活用した賑わいの創出（イベントの実施等）
4-3	道路	・都市計画道路の整備促進 ・安全に配慮した市道整備の推進（道路拡幅、バリアフリー化、交差点改良等） ・安心して利用できる道路施設の適正管理（道路、橋梁などの補修、長寿命化等） ・良好な道路環境の保全（植栽の手入れ、雑草除去等）
4-4	河川	・水害から市民を守る施設の適正管理（河川施設、雨水排水施設、海岸・護岸施設等）
4-5	下水道	・将来を見据えた下水道施設の整備・適正管理 ・下水道事業の健全運営
4-6	住宅	・木造住宅の耐震化の促進 ・市営住宅の適正な維持管理 ・空き家等対策の推進（空き家等所有者への指導、空き家バンクの周知・登録促進、移住定住への対応等）
4-7	公共交通	・市内公共交通（路線バス、タクシー）の維持・確保 ・デマンド交通等の地域内移動手段の検討・実証・導入 ・広域幹線公共交通（高速バス、鉄道）の維持・確保 ・地域特性に応じた持続可能な移動手段の確保

第5章 産業

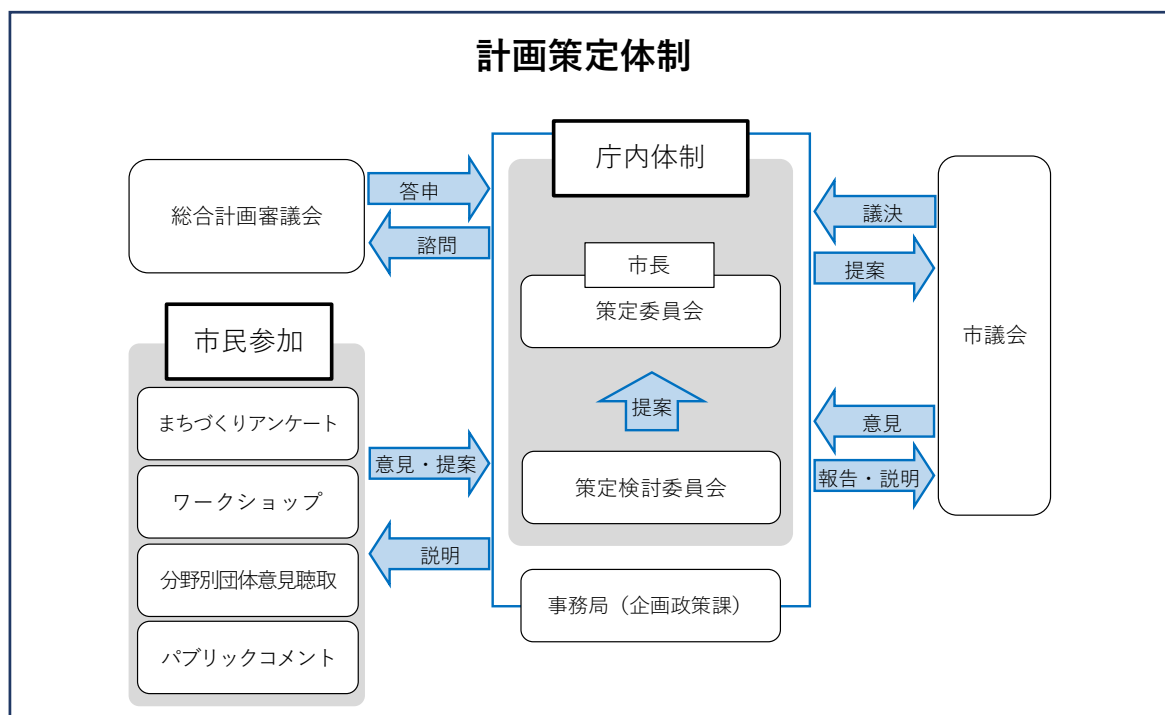
番号	施策	留意する視点
5-1	農林業	・地域に適した農業経営基盤の強化 ・持続可能な農業の推進（担い手確保、新規就農者の支援、スマート農業の推進等） ・農業収益向上のための支援の推進（有機農業の推進、高付加価値化、販路拡大支援等） ・効果的な有害鳥獣対策の推進 ・都市住民の農業に触れ合う機会の拡大 ・森林の適正管理
5-2	商工業	・商店街の活性化に向けた支援（イベント開催、新商品開発、ICT活用の支援等） ・創業希望者に対する相談体制の充実 ・地元事業者の経営力強化（専門家とのマッチング支援、融資・利子補給等） ・新規立地・設備投資に対する支援 ・新商品開発やビジネスチャンス創出に向けた異業種（農商工観光）連携の促進
5-3	観光	・地域資源や観光情報の発信・充実 ・交流人口増加に向けた観光事業の推進（イベントの開催、事業者連携に係る支援、広域的な地域回遊の促進、新たな地域資源の発掘等）
5-4	雇用・就業	・地元企業・事業者の人材確保に向けた支援（セミナー開催、相談支援等） ・就業環境の充実に向けた啓発活動の推進（高齢者の就業機会確保、育休取得や女性活躍・ハラスメント防止の啓発等）

第6章 市民活動・行財政

番号	施策	留意する視点
6-1	市民活動	・地域活性化に向けた支援（地域コミュニティへの参加促進、リーダーの育成等） ・持続可能な地域コミュニティへの改善 ・各種団体の活動支援（活動場所の提供、活動の支援等）
6-2	人権・男女共同参画	・人権擁護の推進（意識啓発、相談対応、犯罪被害者支援等） ・多様性が尊重される社会の推進
6-3	多文化共生	・多文化共生に向けた環境整備の推進（日本語学習支援、地域交流の場への参加促進等） ・市民活動団体の活動支援
6-4	情報共有・発信	・魅力発信によるシティプロモーションの推進 ・多様な手法を用いた情報発信の充実 ・市政情報発信の適切な運用 ・多様な手法による市民意見の収集
6-5	行政運営	・自治体フロントヤード改革（DXによる行政と住民との接点）の推進 ・デジタル技術を活用した、効率的な行政サービスの実現 ・職員の人材育成、デジタル教育 ・広域行政の推進
6-6	財政運営	・公共施設の適正管理・統廃合・長寿命化 ・持続可能な財政運営

V. 策定体制等について

1. 計画の策定体制



【庁内体制】

策定委員会

【構成】	市長をトップとし、副市長、教育長及び部長職で構成（政策会議構成員）
【役割】	計画の策定に関しての総合調整を行い後期基本計画案及び第3期実施計画を決定する。

策定検討委員会

【構成】	企画政策部長をトップとし、各部等の次長職で構成（政策調整会議構成員）
【役割】	計画案について調整を行い策定委員会へ提案する。

各部課等

【役割】	策定段階に応じて、企画政策課から依頼される調査等への対応を行う。
------	----------------------------------

【総合計画審議会】

- ・ 総合計画後期基本計画等策定の進捗状況に対し意見を付す。
- ・ 諮問された計画案について答申を行う。

【議会】

後期基本計画

- ・ 計画の策定について報告・説明する機会を設ける。
- ・ 計画について議案として上程する。

第3期実施計画

- ・ 計画の策定について説明する機会を設ける。

2. 計画の策定スケジュール

(1) 令和6年度：基礎調査、市民意見聴取、後期基本計画策定方針策定

(2) 令和7年度：後期基本計画策定、第3期実施計画策定

	令和6年度												令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査	基礎調査結果報告書★																							
後期基本計画													★策定方針決定					●パブリックコメント				策定★		
第3期実施計画														★策定方針決定								●パブリックコメント		策定★
総合計画審議会																								
議会													基礎調査結果報告 後期基本計画策定方針説明								後期基本計画案上程			第3期実施 計画説明